

令和元年度 基本評価調書

| | | | | | | | |
|-----|-----------|------|-----------------------------------|-------|------------|-------|---------|
| 施策名 | 交通安全対策の推進 | 所管部局 | 警察本部 | 作成責任者 | 警務部長 池内 久晃 | 施策コード | 21 - 02 |
| | | 照会先 | 警務部警務課法制係 011-251-0110(内線2626) | 関係課 | 警察本部各部 | | |

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

【総合計画等の位置づけ】

| 政策体系 | 大項目(分野) | | 中項目(政策の柱) | | 小項目(政策の方向性) | | 総合計画の指標 |
|-----------|---------------|----------|-----------|------------------|-------------|------------------------|---------|
| | 1 | 生活・安心 | (5) | 道民生活の安全の確保と安心の向上 | A | 道民の命とくらしを守る安全・安心な社会づくり | |
| 北海道創生総合戦略 | A2542 | 北海道強靱化計画 | - | 知事公約 | C0093 | | |
| 特定分野別計画等 | 第10次北海道交通安全計画 | | | | | | |

1 目標等の設定

| | | | |
|-------|---|------|---|
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年の交通事故による死者数は、一昨年の148人を7人下回る141人となり、交通事故統計の記録が残る昭和22年以降最少となった平成29年(148人)を更に下回るなど、交通死亡事故の抑止に向けた取組は、大きな成果を収めた。 ・しかしながら、依然として全死者に対して高齢者が半数以上の高い割合を占めていることや人対車両による死亡事故が多く発生している現状、飲酒運転等の悪質・危険な運転による悲惨な重大事故が後を絶たないなど、厳しい情勢が続いている。 ・こうした情勢を踏まえ、交通死亡事故の更なる減少に向けて、交通事故の発生実態の把握や各種対策を強力に推進していく必要がある。 | 施策目標 | <p>交通死亡事故の抑止を図るため、交通事故情勢を踏まえた効果的・効率的な交通安全活動、交通事故抑止に資する交通指導取締り、適正かつ緻密な交通事故事件捜査、安全で円滑な道路交通環境の整備、積極的かつ的確な運転者施策等の取組を推進する。</p> |
|-------|---|------|---|

| 施策の 推進体制 (役割・取組等) | 政策体系 | 役割等 | 政策体系 | 役割等 | 施策の予算額 | |
|-------------------------|-------|--|------|-----|--------|-----------|
| | 1(5)A | 【交通安全対策】 [道警]関係機関・団体との連携による各種交通安全活動の実施、交通事故抑止に資する指導取締りの推進 など [市町村]交通安全教育、啓発活動、住民参加・協働の推進 など [民間]関係機関等との交通安全啓発活動、交通安全情報の提供、使用する車両の安全運行の確保 など | | | H29 | 8,017,238 |
| | | | | | H30 | 7,964,762 |
| | | | | | R1 | 8,234,287 |

| 今年度の 取組 | 政策体系 | 今年度の取組 | 政策体系 | 今年度の取組 |
|------------|-------|---|-------|---|
| | 1(5)A | 【交通事故情勢を踏まえた効果的・効率的な交通安全活動の推進】 ○高齢者の交通事故防止対策、歩行者・自転車に対する交通ルールの浸透のための取組、全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底、飲酒運転根絶対策、悪質危険な運転者対策、外国人運転者対策、効果的かつ効率的な交通安全活動 | 1(5)A | 【安全で円滑な道路交通環境の整備】 ○交通実態の変化等に即した交通規制の推進、交通安全施設の維持・管理、道路管理者等と連携した道路交通環境の改善、通学路対策、適正・適切な許可業務の推進 |
| | 1(5)A | 【交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進】 ○交通事故分析に基づく交通指導取締り、悪質性・危険性の高い交通違反の取締り、地域の実態に応じた取締り要望の多い迷惑性の高い交通違反等の取締り | 1(5)A | 【積極的かつ的確な運転者施策の推進】 ○運転適性相談等の充実・強化、効果的な高齢者講習等の実施、行政処分手続の適正な管理、仮停止・準仮停止制度の積極的な適用、誤教示事案等の防止 |
| | 1(5)A | 【適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進】 ○迅速・的確な交通事故事件捜査の管理、交通特殊事件等の検挙、被害者等支援 | | |

前年度付加意見への対応状況(平成31年3月末時点)

<意見区分； 施策目標の達成状況・事務事業の有効性>

| | 事務事業 整理番号 | 事務事業名 | 前年度付加意見 | 各部局の対応(平成31年3月末時点) |
|------------|--------------|-------|---------|--------------------|
| 施策 事務事業 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

<事務事業評価 意見区分； 前年度評価結果への対応など>

| | 事務事業 整理番号 | 事務事業名 | 前年度付加意見 | 各部局の対応(平成31年3月末時点) |
|------|--------------|--------------|---|--|
| 事務事業 | 3501 | 駐車秩序等改善対策推進費 | 違法駐車の実態や減少傾向にある取締件数を踏まえ、引き続き駐車監視員の効率的・効果的な配置体制となるよう毎年度見直しを行うこと。 | 継続的なガイドラインの見直しにより、駐車監視員の更なる柔軟かつ効果的な運用を図っていく。 |
| | | | | |

Do & Check 施策評価

1-2 取組の結果

(1) 取組の実績と成果

| 政策体系 | 実績と成果等 | 関連する計画等 | | | 備考 |
|-------|--|---------------|--------------|-------|----|
| | | 北海道 創生総合戦略 | 北海道 強靱化計画 | 知事公約 | |
| 1(5)A | <p>【交通事故情勢を踏まえた効果的・効率的な交通安全活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が集まる各種会合やイベントにおいて、高齢者事故の特徴を捉えた交通安全講話を実施したほか、関係団体が作成した交通事故防止チラシ(59,000枚)を活用した高齢者対策を推進した。 ・高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を作るため、免許証代わりに身分証明書となる運転経歴証明書の申請手数料、バスやタクシーの利用券による移動支援などの助成、返納後の生活支援等を目的とした地域包括支援センターとの連携強化などについて、自治体を始めとした関係機関団体への働きかけを実施した。 ・歩行者保護対策として、横断歩行者等を始めとした交差点違反の交通指導取締りを実施するとともに、乱横断等を防止するため、地域交通安全活動推進委員を始めとした関係機関・団体と連携し、スーパー等高齢者の利用が多い施設周辺における効果的な啓発活動や安全指導及び「危険予測シミュレータ」を活用した体験型交通安全教育を実施した。(元年3月配置:元年7月末10回) ・保育園児等のお散歩コース等における安全を確保するため、自治体や対象施設と連携を図り、経路の安全点検を実施した。 ・民生委員児童委員や地域交通安全活動推進委員等と連携し、高齢者宅訪問活動を通じて交通安全指導や声かけを実施したほか、交通安全教育車「はくと号」を活用した体験型の交通安全教育を実施した。(元年7月末10回) ・一定期間に複数回事故を起こした高齢者に対して、訪問活動やレター作戦等を通じた個別指導「SDS(シルバー・ドライバーズ・サポート)プログラム」を実施した。 ・高齢者を始めとする歩行者の交通事故抑止を目的として、反射材の普及と利用の促進を図るため、高齢者3万人が反射材を装着する「光って安全!無事故3万人キャンペーン2019」を北海道交通安全協会と協働により開催している。 ・自動車販売業者等と連携し、自動車学校等の敷地を活用して、安全運転サポート車の普及を目的とした参加体験型の啓発(元年7月末21回)を実施した。 ・シートベルトコンビンサーを活用した交通安全教室(元年7月末24回1,755人)や妊婦を対象としたチャイルドシート講習会(元年7月末27回679人)を開催したほか、関係機関・団体等と連携して作成したシートベルト全席着用に関するポスター・チラシ(33,000枚)や後部座席ベルトの着用を訴える「ヘッドレストプレート」(6,000枚)を活用し、非着用者の危険性、着用による被害軽減効果の周知を図った。 ・道警察を含む関係機関・団体で構成する自転車安全推進会議において実施するサイクル・セーフティキャンペーン(実施期間4月～11月)中の自転車安全日(毎月第1・第3金曜日)等において、「自転車安全利用五則」を活用した広報啓発活動や安全指導を実施するとともに、幼児や小・中・高校生を始めとした自転車利用者に対する自転車安全利用教室(元年7月末914回94,542人)や、関係機関・団体と連携し高校生を対象としたスクエアード・ストレイト(恐怖の直視)教育技法による自転車教室を実施した。(元年7月末17回10,252人) ・「北海道自転車条例」に基づき、報道機関等と連携しての乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等への加入促進についての広報啓発活動を実施した。 ・自治体、関係機関・団体等と連携し、期別の交通安全運動や交通事故死ゼロを目指す日、道民交通安全の日等において、「子供と高齢者の安全確保」「飲酒運転の根絶」「スピードダウン」等の7つの運動重点を軸とした安全大会などのイベントを開催した。 ・「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、自治体や事業所等の関係団体と連携し、ポスター・チラシの作成(53,000枚)や街頭啓発活動、飲食店等に対する訪問活動等、積極的な広報啓発活動を実施する飲酒運転根絶キャンペーンを推進した。 ・いわゆる「あおり運転」等防止、外国人運転者対策、居眠り運転防止対策、二輪車事故防止対策のため、「北のひろめーる」等によるタイムリーな情報発信を積極的に行うとともに、啓発用チラシを活用した広報啓発活動を実施した。 | A2542 | - | C0093 | |
| 1(5)A | <p>【交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内の交通事故実態を把握・分析した上で取締計画を策定(P)し、取締りを実施(D)、効果の検証(C)、検証結果の次回への反映(A)を行う「PDCAサイクル」に基づく指導取締りを強化し、悪質性・危険性の高い交通違反を検挙(令元年7月末100,848件)した。 ・「飲酒運転根絶の日」に全道一斉飲酒運転取締りを実施(検挙9件)したほか、全道一斉飲酒運転取締日を設定し取り締まりを強化した(令元年7月末528件) また、北海道警察ホームページ内に設置している飲酒運転に関する情報提供のための専用メールボックス「飲酒運転ゼロボックス」に寄せられた情報を基に取締りを実施(令元年7月末:情報195件、検挙4件)した。 ・飲酒運転及び無免許運転を検挙した場合は、車両名義人、同乗者等に対する捜査を徹底し、車両提供罪又は同乗罪をはじめ、教唆・幫助等の背後責任の追及を徹底した。(飲酒運転に伴う周辺者犯罪検挙件数:令元年7月末15件) ・主要幹線道路をはじめとした各種路線において、シートベルト着用義務違反及びチャイルドシート使用義務違反を検挙(令元年7月末17,282件)した。 ・自転車利用者の交通違反に対し、積極的に現場指導票(イエローカード)を活用した指導を実施(令元年7月末5604件)したほか、悪質・危険違反者の指導取締りを実施(令元年7月末15件)した。 | - | - | - | |

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|--|
| 1(5)A | <p>【適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ的確な初動捜査に努め、防犯カメラやドライブレコーダの映像記録等の客観的証拠を収集し、ひき逃げ事件の検挙(検挙率:元年6月末42.4%)、危険運転致死傷罪の的確な立件(元年7月末13件)に努めるとともに、被害者等の心情に配慮した被害者支援を推進した。また、薄野地区における白タク事件、レンタカー業者による白バス事件や柔道整復師による自動車保険金詐欺事件等の特殊事件を検挙した。 | - | - | - | |
| 1(5)A | <p>【安全で円滑な道路交通環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通実態の変化等に即した交通規制を推進するため、一般道の最高速度規制を点検し、規制速度の引上げを実施(30年度11区間約7.6km)するとともに、市街地や住宅街の安全対策として、道路管理者と連携し最高速度30km/hの規制区域「ゾーン30」を整備(30年度13箇所)した。また、交通事故や道路の損壊・障害等における早期情報提供により、渋滞の緩和と交通の円滑化対策を実施した。 交通安全施設の維持を適正に推進するため、交通安全施設を重点的、効果的かつ効果的に整備するとともに、道路交通環境の変化により効果が低下した信号機の撤去(30年度14基)及びより必要性の高い場所への移設(30年度9基)を計画的に進めたほか、倒壊、脱落等のおそれのある道路標識等の点検を実施し適切な維持管理に努めた。 交通事故の発生状況等を勘案し、防護柵の設置等の対策を道路管理者に要請するなど道路管理者等と連携した効果的・効率的な道路交通環境の改善を推進した。 道路交通環境の変化等を踏まえ、関係機関・団体と連携の上、必要に応じ合同点検を実施するなど、通学路の安全確保に向けた継続した取組を推進した。 通行・駐車許可や道路使用許可等の許可事務を適正・適切に推進した。 | - | - | - | |
| 1(5)A | <p>【積極的かつ的確な運転者施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転適性相談の充実強化のため、北海道警察ホームページや運転免許証の更新時等、あらゆる機会を通じて運転適性相談制度の周知を図るとともに、医療機関との連携を強化した。 (運転適性相談受理件数(暫定値):R1.6末 2,719件) 高齢運転者等が運転免許証の自主返納時における各種支援について、地域包括支援センター等との協力体制を図るなど、更なる連携を確立した。 (全道の自主返納者数(暫定値):R1.6末 2,269人(前年同期比 +1,108人)) 高齢運転者の交通事故防止対策として、高齢運転者が当事者となった重大事故発生時に全道の自動車学校に対し「高齢者重大事故発生情報」を发出して、高齢者講習時等に活用させているほか、高齢者講習の長期受講待ち解消のため、警察職員による直接実施や他方面への応援派遣などにより受講待ち日数を短縮させるなど、高齢者の交通事故防止に資する取組を推進した。 (職員による高齢者講習実施状況:R1.6末 342回1,996人) (受講待ち日数(全道平均):132.9日(H30.12)→77.3日(R1.6)) 誤教示事案の防止策として、幹部による巡回教養や業務指導等の機会を通じ、免許業務の重要性と法的根拠等について教養を行ったほか、定期的に各種教養資料を发出した。 飲酒運転を始め悪質危険運転者を迅速的確な処分量定に基づき処分を執行したほか、悪質な違反行為によって死傷事故を起こした運転者に対して、公安委員会が処分を行うまでの間、発生地を管轄する警察署長等が運転免許の効力を仮停止する制度を積極的に適用するなど、適正な処分執行に努めた。 | - | - | - | |

(2) その他の取組の成果等

| | | | |
|-----------|--|--------------------|---|
| 国等要望・提案状況 | <p>○北海道の広大な面積や積雪寒冷地等の特殊性から、取締活動の広域性・機動性を確保するため交通取締用車両の増強について、警察庁に要望を行った。(令和元年7月)</p> | <p>施策に関する道民ニーズ</p> | <p>○地域住民から、住宅街や通学路などにおける取締りの要望が寄せられることがあったが、これまで道路環境等の理由から十分な取締りができていなかった。これらにおける取締りを実施するため、本年から可搬式速度違反自動取締装置を導入・運用するなど、道民のニーズに適応した施策を推進している。</p> |
|-----------|--|--------------------|---|

令和元年度 基本評価調書

| | | | |
|-----|-----------|-------|---------|
| 施策名 | 交通安全対策の推進 | 施策コード | 21 - 02 |
|-----|-----------|-------|---------|

| | |
|--------------------------------|-----------------|
| Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1) | Do & Check 施策評価 |
|--------------------------------|-----------------|

2 連携の状況

2-2 連携の取組状況

(1) 施策間・部局間の連携

(1) 施策間・部局間の連携

| 政策体系 | 連携内容 | 連携先 | | 取組の実績と成果 |
|-------|--|-------|--------------------|--|
| | | 施策コード | 関係部・関係課 | |
| 1(5)A | <ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動の推進方針に基づき、道や市町村、関係団体と緊密に連携し、効果的な交通安全運動を展開する。 交通死亡事故が一定の期間に多発した場合、知事等が交通死亡事故多発警報等を発表し、交通死亡事故多発警報実施要領に沿って、対策地域において道や市町村、関係団体と連携した緊急かつ効果的な広報、啓発等を実施することで、交通死亡事故の抑止を図る。 飲酒運転を伴う事故・事件の発生が基準に該当し、知事等が緊急対策を発表した場合は、飲酒運転根絶緊急対策実施要領に沿って、対策地域において道や市町村、関係団体と連携した緊急かつ効果的な広報、啓発等を実施することで、飲酒運転の根絶を図る。 | 0305 | 環境生活部くらし安全局道民生活課 | <ul style="list-style-type: none"> 道や市町村、関係団体と連携し、「期別の交通安全運動」や「飲酒運転根絶の日」、「交通事故死ゼロを目指す日」、「道民交通安全の日」、「自転車安全の日」等において体系的かつ効果的な交通安全運動を展開し、道民の交通安全意識の高揚に努めた。 特別対策として交通死亡事故多発に伴う警報(元年7月末1回)及び飲酒運転根絶の緊急対策(元年7月末2回)として、地域住民等への注意喚起など、緊急かつ効果的な広報啓発、街頭指導等を実施した。 |
| | | 1102 | 教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(2) 地域・民間との連携・協働

2-2 (2) 地域・民間との連携・協働

| 連携内容 | 連携先 | 取組の実績と成果 |
|--|--|---|
| <p>・交通安全運動の推進方針に基づき、道や市町村、関係団体と緊密に連携し、効果的な交通安全運動を展開する。</p> <p>・交通死亡事故が一定の期間に多発した場合、知事等が交通死亡事故多発警報等を発表し、交通死亡事故多発警報実施要領に沿って、対策地域において道や市町村、関係団体と連携した緊急かつ効果的な広報、啓発等を実施することで、交通死亡事故の抑止を図る。</p> <p>・飲酒運転を伴う事故・事件の発生が基準に該当し、知事等が緊急対策を発表した場合は、飲酒運転根絶緊急対策実施要領に沿って、対策地域において道や市町村、関係団体と連携した緊急かつ効果的な広報、啓発等を実施することで、飲酒運転の根絶を図る。</p> | <p>各市町村</p> <p>北海道交通安全協会、北海道安全運転管理者協会等関係団体</p> | <p>・道や市町村、関係団体と連携し、「期別の交通安全運動」や「飲酒運転根絶の日」、「交通事故ゼロを目指す日」、「道民交通安全の日」、「自転車安全の日」等において体系的かつ効果的な交通安全運動を展開し、道民の交通安全意識の高揚に努めた。</p> <p>・特別対策として交通死亡事故多発に伴う警報(元年7月末1回)及び飲酒運転根絶の緊急対策(元年7月末2回)として、地域住民等への注意喚起など、緊急かつ効果的な広報啓発、街頭指導等を実施した。</p> |
| <p>JAFとの合同によるシートベルト着用率及びチャイルドシートの使用率の調査を実施し、その結果を踏まえ、各種講習会、イベント等を活用して着用率等を向上させるための広報・啓発活動を推進する。</p> | <p>一般社団法人日本自動車連盟(JAF)</p> | <p>・平成30年に実施した調査の結果は、チャイルドシートの使用率(29年73.9%、30年74.6%)及び一般道路における後部座席のシートベルトの着用率(29年37.6%、30年39.1%)ともに全国平均を上回った。</p> <p>・この結果を踏まえ、交通安全講話、各種講習会等あらゆる機会を通じて、シートベルトの着用による被害軽減効果やマタニティ講習会、母親教室等での妊娠中におけるシートベルト着用の有効性や正しい着用方法について指導を実施するとともに、街頭啓発による広報活動を推進し、着用率向上を図った。</p> |
| <p>警察官が民生委員と共に高齢者世帯を訪問し、防犯・交通安全アドバイスをを行うほか、民生委員の定例会や研修会に出席し、犯罪被害防止や交通事故防止についての助言を行う取組を推進する。</p> | <p>北海道民生委員児童委員連盟</p> <p>札幌市民生委員児童委員協議会</p> | <p>・警察官が民生委員とともに高齢者宅を訪問(元年7月末3,122戸)し、増加する特殊詐欺等の犯罪被害防止や高齢者の交通安全に関するチラシや反射材等を配布し、高齢者一人一人に対する注意喚起を行い、高齢者等の防犯・交通安全意識の高揚を図った。</p> <p>・民生委員児童委員の定例会等において講話等を実施し、同委員の防犯や事故防止に関する知識の醸成を推進した。</p> |
| <p>あらかじめEメールアドレスを登録してある事業所に対して、交通安全情報をタイムリーに発信する「北のひろめーる」による情報発信を推進する。</p> | <p>登録事業所</p> | <p>・アドレスを登録している事業所に対して、警察本部及び各警察署から交通事故防止に関する情報や、特異重大な交通事故の概要などの交通情報をタイムリーに発信し、事業所等の関係者に広めることで、より多くの道民の交通安全意識の高揚を図った。</p> |
| <p>テレビ・ラジオのアナウンサー等に「交通安全アドバイザー」を委嘱し、道警察が提供する交通安全情報等をアドバイザー自らが出演する番組等で紹介する交通安全アドバイザー制度を推進する。</p> | <p>交通安全アドバイザー</p> | <p>・民放局や地域FM局、ケーブルテレビ等のアナウンサーやパーソナリティ等を交通安全アドバイザー(元年7月末133人)として委嘱し、同アドバイザーが道警察の提供した交通安全情報等を番組で紹介する「交通安全ひと声アドバイス」を行い、より多くの道民の交通安全意識の高揚を図った。</p> |

令和元年度 基本評価調書

| | | | |
|-----|-----------|-------|---------|
| 施策名 | 交通安全対策の推進 | 施策コード | 21 - 02 |
|-----|-----------|-------|---------|

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1) | Do & Check 施策評価

3 成果指標の設定 (H:平成 R:令和、大文字は年度、小文字は暦年) | 3-2 成果指標の達成度合

| 他① 指標名 | 目標の基準 | | 今年度の目標 | | 最終目標 | | 達成度合 | A | 評価年度 | h30 | 達成度合の分析 ほか |
|---|---------------|-----|--------|------|---------------|-----|------|--------|------|--------|--|
| | 基準年度 | h27 | 年度 | r1 | 最終年度 | r2 | | | | | |
| 交通事故死者数(人) | 基準年度 | h27 | 年度 | r1 | 最終年度 | r2 | 年度 | h30 | r1 | 進捗率 | 高齢者をはじめとした歩行者保護を重点とし、関係機関・団体と協働による街頭指導や交通安全活動を推進するとともに、交通事故の実態を分析した上で交通取締りを効率的に実施するなど、各種施策を推進した。なお、死者数については減少した。 |
| | 基準値 | 177 | 目標値 | 150 | 最終目標値 | 150 | 目標値 | 150 | 150 | 150 | |
| [指標の説明] 交通事故発生から24時間以内に死亡した人の数 ※暦年による数字 | 根拠計画 | | 政策体系 | 増減方向 | 達成率の算式 | | 実績値 | 141 | - | 141 | |
| | 第10次北海道交通安全計画 | | 1(5)A | 減少 | (目標値/実績値)×100 | | 達成率 | 106.4% | - | 106.4% | |

| ● 本施策に成果指標を設定できない理由 | ● 達成度合について | | | | | |
|---------------------|------------|-------------|--------|-----------------|----------------|-------|
| | 達成度合 | A | B | C | D | - |
| | | 直近の成果指標の達成率 | 100%以上 | 90%以上 100%未満 | 80%以上 90%未満 | 80%未満 |

令和元年度 基本評価調書

| | | | | | |
|-----|-----------|-------|----|---|----|
| 施策名 | 交通安全対策の推進 | 施策コード | 21 | — | 02 |
|-----|-----------|-------|----|---|----|

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領別紙様式1)

4 事務事業の設定

| 整理番号 | 政策体系 | 事務事業名 | 事務事業概要 | 課・局 室名 | 前年度からの繰越事業費(千円) | 令和元年度 | | | | | フルコスト(千円) |
|------|-------|------------------|--|-----------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|-----------|
| | | | | | | 事業費(千円) | うち一般財源 | 執行体制 | | | |
| | | | | | | | | 本庁 | 出先機関 | 人工計 | |
| 3401 | 1(5)A | 交通警察費 | 交通の安全と円滑を図るための捜査・取締りなど交通警察活動に要する経費 | 交通企画課 | | 1,196,728 | 88,401 | 286.0 | 263.0 | 549.0 | 5,572,258 |
| 3402 | 1(5)A | 自動車安全運転センター補助金 | 交通事故防止を図る業務に要する経費への補助金 | 交通企画課 | | 2,396 | 2,396 | 0.5 | 0.0 | 0.5 | 6,381 |
| 3501 | 1(5)A | 駐車秩序等改善対策推進費 | 放置駐車違反車両に関する確認事務の民間委託に要する経費 | 交通指導課 | | 195,591 | 195,164 | 9.5 | 2.0 | 11.5 | 287,246 |
| 3701 | 1(5)A | 交通安全施設整備費 | 交通規制標識、道路標示、交通信号機及び交通管制センター施設を整備し、安全・円滑な道路交通環境を確保するための経費 | 交通規制課 | | 4,057,470 | 1,790,728 | 26.0 | 14.0 | 40.0 | 4,376,270 |
| 3703 | 1(5)A | 自動車保管場所証明事務機械処理費 | ワンストップサービス構築に要する協議会負担金等に係る経費 | 交通規制課 | | 187,709 | 187,709 | 1.0 | 0.0 | 1.0 | 195,679 |
| 4001 | 1(5)A | 運転免許費 | 道路交通法に基づく自動車等の運転免許に関する経費 | 運転免許試験課 | | 2,594,393 | 0 | 86.0 | 75.0 | 161.0 | 3,877,563 |
| 計 | | | | | | 0 | 8,234,287 | 2,264,398 | 409.0 | 354.0 | 763.0 |

令和元年度 基本評価調書

| | | | |
|-----|-----------|-------|---------|
| 施策名 | 交通安全対策の推進 | 施策コード | 21 - 02 |
|-----|-----------|-------|---------|

Do & Check 施策評価 一次政策評価結果(各部局等による評価)

5 一次政策評価結果と翌年度に向けた対応方針等

(1)成果指標の分析

| 政策体系 | 達成度合の集計 | | | | | 判定 | 成果指標の分析 |
|-------|-------------|----------------------|---------------------|------------|-----------|---------|--|
| | A 100%以上 | B 90%以上 100%未満 | C 80%以上 90%未満 | D 80%未満 | - 算定不可 | | |
| 1(5)A | 1 | | | | | A・B指標のみ | <交通事故死者数(人)[A]> 高齢者をはじめとした歩行者保護を重点とし、関係機関・団体と協働による街頭指導や交通安全活動を推進するとともに、交通事故の実態を分析した上で交通取締りを効率的に実施するなど、各種施策を推進した。なお死者数については減少した。 |
| | | | | | | - | |
| | | | | | | - | |
| | | | | | | - | |
| | | | | | | - | |
| | | | | | | - | |
| 計 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | A・B指標のみ | |

(2)取組の分析

| 基準1 (施策の推進に当たり対応すべきもの) | | 対応している (○あり→対応している) | 対応しているとする理由 |
|---|--|------------------------|---|
| 1 | 計画した取組を着実に進め、かつ社会情勢や道民の要請等を踏まえた課題等に対応しているか | ○ | 高齢者交通事故防止対策、飲酒運転を始めとする悪質・危険運転者対策など、計画した取組を着実に実施しているほか、二輪車事故・シートベルト非着用者被害の交通死亡事故等が多発したことから、関係機関への書簡発出や「道の駅」における全道一斉啓発を計画するなど、交通事故情勢を踏まえた取組を推進している。 |
| 基準2～4 (施策の推進に当たり取組が認められる) | | 取組がある (○あり→取組がある) | 取組があるとする理由 |
| 2 | 施策の推進に当たり、国等に要望・提案を行い、実現に向けて進捗しているか | ○ | 交通取締用車両の増強を国に対して要望しており、状況の進捗が認められる。 |
| 3 | 道民からのニーズを的確に把握し、施策推進に役立っているか | ○ | 速度超過、飲酒運転を含む重大交通事故に直結する悪質性・危険性の高い交通違反の検挙を徹底したほか、これまで道路環境等の理由から十分な取締ができていなかった通学路における取締りを実施するため、本年から導入された可搬式速度違反自動取締装置を運用するなど、道民のニーズに適応した施策を推進している。 |
| 4 | 施策の推進に当たり、他の施策・部局との連携による成果を確認できるか | ○ | 北海道環境生活部等と連携し、「期別の交通安全運動」や「飲酒運転根絶の日」等において体系的かつ効果的な交通安全運動を展開したほか、飲酒運転根絶の緊急対策期間の設定など、施策の実現に向けた取組において、関係する施策や部局の間で連携した成果が確認できる。 |
| | 施策の推進に当たり、地域・民間との連携・協働による成果を確認できるか | ○ | JAFとの合同によるシートベルト着用率等の調査とその結果を踏まえた各種講習会での広報啓発活動の実施や「北のひろめーる」、「交通安全アドバイザー」による情報発信の推進など、政策の実現に向けた取組として、地域・民間と効果的に連携した成果が確認できる。 |
| 判定 (基準1が「○」で、かつ基準2～4のうち1つ以上に「○」がある→a、それ以外→b) | | | a |

(3)総合評価と対応方針等

| | | |
|---------|-------|------|
| 成果指標の分析 | 取組の分析 | 総合評価 |
| 判定(計) | 判定 | |
| A・B指標のみ | a | |

| 対応方針 | | | 関連する事務事業 | | | 関連する計画等 | | |
|--------|-------|--|----------|----------|-------|-----------|----------|-------|
| 対応方針番号 | 政策体系 | 内容 | 方向性 | 事務事業整理番号 | 事務事業名 | 北海道創生総合戦略 | 北海道強靱化計画 | 知事公約 |
| ① | 1(5)A | 本年7月末の全交通事故死者数のうち高齢者が半数以上を占めかつ第一当事者年齢別でも高齢運転者が最も多くなっていることから、引き続き関係機関・団体と連携を図りながら、高齢者事故防止対策を推進する。また、道外において未就学児が被害となった重大事故が発生していることから、子供達の安全を守る歩行者保護対策も併せて推進する。 | | | | - | - | C0093 |
| ② | 1(5)A | 引き続き、交通死亡事故の実態に即した取締りや見せる警戒活動を徹底する。 市街地交差点で多発する人対車両の交通死亡事故は、8～12月の日没直後の時間帯に集中していることから、当該時間帯における市街地交差点での街頭活動を推進する。 また、正面衝突及び車両単独事故の交通死亡事故は、早朝や正午から夕方間に発生が認められることから、同時間帯における郊外部での速度取締りやレッド警戒による速度抑制対策を推進する。 飲酒運転の取締りに関しても、行動分析を実施した上で、深夜から早朝にかけての取締りを中心に推進する。 | | | | - | - | C0093 |
| ③ | 1(5)A | 交通事故防止に重要となる安全で円滑な道路交通環境を実現するために、交通規制の見直しや交通安全施設の適正な維持・管理を推進する。 | | | | - | - | C0093 |
| | | | | | | | | |

前年度付加意見への対応状況(事務事業)

| 事務事業整理番号 | 事務事業名 | 前年度付加意見 | 各部局の対応(評価時点) |
|----------|--------------|---|---|
| 3501 | 駐車秩序等改善対策推進費 | 違法駐車の実態や減少傾向にある取締件数を踏まえ、引き続き駐車監視員の効率的・効果的な配置体制となるよう毎年度見直しを行うこと。 | 駐車監視員による取締件数は向上しているが、継続的なガイドラインの見直しにより、駐車監視員の更なる柔軟かつ効果的な運用を図っていく。 |
| | | | |

Check 施策評価・事務事業評価 二次政策評価結果(知事による評価)

6 二次政策評価結果(知事による評価)

<意見区分： 施策目標の達成状況・事務事業の有効性>

| | 対応方針 番号 | 事務事業 整理番号 | 事務事業名 | 付加意見 |
|------------|------------|--------------|-------|------|
| 施策 事務事業 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

<事務事業評価 意見区分： 前年度評価結果への対応など>

| | 対応方針 番号 | 事務事業 整理番号 | 事務事業名 | 付加意見 |
|------|------------|--------------|--------------|--|
| 事務事業 | I | 3501 | 駐車秩序等改善対策推進費 | 違法駐車の実態を踏まえ、引き続き駐車監視員の効率的・効果的な配置体制となるよう抜本的な見直しを検討すること。 |
| | | | | |

Action 施策・事務事業評価

7 評価結果の反映

(1) 一次評価結果への対応

| 対応方針 番号 | 対応 | 事務事業 |
|------------|---|------|
| ① | <p><新たな取組等> 高齢運転者に対して、交通安全教育車を使用した参加・体験・実践型の交通安全教育を行ったほか、「安全運転サポート車」の乗車体験により普及促進を図った。また、高齢歩行者に対しては、「交通安全危険予測シミュレータ」等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進したほか、地域交通安全活動推進委員や民生委員児童委員、地域包括支援センター等関係機関団体と連携し、高齢者宅訪問活動や街頭啓発活動による反射材の普及や安全指導を徹底し、高齢者が当事者となる交通事故防止対策を推進した。 今後も未就学児や子供の交通事故防止のため、関係機関と連携した広報啓発や、交通安全教室等を通じた交通安全指導を推進する。</p> | |
| ② | <p><新たな取組等> 夕暮れから夜間にかけての歩行者被害の事故や、早朝から昼間時間帯にかけての車両単独・正面衝突の事故が多発することから、市街地交差点や商店街において制服を見せる警戒活動を通じた「歩行者安全指導カード」を活用し積極的な声掛け安全指導を推進したほか、郊外部において強化時間を指定してレッド警戒・駐留活動によるスピードダウン対策を推進した。 また、交通死亡事故の実態に即し、市街地交差点で多発する人対車両の事故対策として交差点違反の取締りを、正面衝突及び車両単独の事故対策として郊外部における速度取締りを推進した。今後もこれら取締りや飲酒運転等悪質・危険な違反の取締りを推進する。</p> | |
| ③ | <p><新たな取組等> 交通実態の変化等に即した交通規制を実施するため、交通規制計画を見直すとともに、必要性の低下した交通安全施設についても代替手段を検討の上、見直しを実施した。今後も、交通安全施設を重点的、効果的かつ効率的に整備する。</p> | |

(2) 二次評価結果への対応(付加意見への対応状況)

<事務事業評価 意見区分： 前年度評価結果への対応など>

| | 対応方針 番号 | 事務事業 整理番号 | 事務事業名 | 各部署の対応(令和2年3月時点) |
|------|------------|--------------|--------------|---|
| 事務事業 | I | 3501 | 駐車秩序等改善対策推進費 | 継続的に行うガイドライン見直しをより深化し、駐車監視員の柔軟かつ効率的、効果的な運用を図っていく。 |

(3) 事務事業への反映状況

| 方向性 | 拡 充 | 改 善 | 縮 小 | 統 合 | 廃 止 | 終 了 | 合 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 反映結果 | | | | | | | 0 |

| 次年度新規事業 (予定) |
|-----------------|
| 0 |

| 整理番号 | 事務事業名 | 一次政策評価に おける方向性(再掲) | 次年度の方向性 (反映結果) |
|------|-------|-----------------------|-------------------|
| | | | |